

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、令和8年4月13日付けで提出された「京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案」について、令和8年6月23日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、市長意見を縦覧に供します。

令和8年6月26日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

京都エコサービス株式会社 代表取締役 穂苅 清二

京都市南区東九条南松田町34番地

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業

(2) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置の事業

(3) 規模

1日当たりの処理能力

破砕選別施設 840.64t

選別施設 55.36t

圧縮梱包施設 50.56t

3 事業実施想定区域

京都市南区東九条南松田町19 他

4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所、期間、時間及び内容

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

(2) 縦覧の期間

令和8年6月26日から同年7月27日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 縦覧の内容

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000355433.html>

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)